

参加者の有無を確認する公募手続に係る参加意思確認書の 提出を求める公示

平成28年 2月12日

関東地方整備局 荒川上流河川事務所

事務所長 加藤 智博

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

1. 当該招請の主旨

本件は、荒川上流河川事務所の既設の遠方監視制御装置ほか設備（以下「当該設備」という。）に機能障害が発生した際の当該設備の修理に関する公示である。

修理とは、設備の「機能・性能」を「復旧・回復」させるために行う作業であり、故障原因の追及・対処だけでなく、当該設備内の他の部分や同一設備で障害が発生する可能性の有無の検討や対策の立案等を含むものであり、単に部品交換を行うだけのものではない。

当該設備は当事務所の業務目的を達成するために必要な「機能・性能」を定めた仕様書等に基づき、工事契約または製造契約の受注者（以下「受注者等」という。）が独自に管理保有している技術を基に、設計・開発・製作・納入したもので、その設計製作段階において受注者等が有する特許権、実用新案権及び企業秘密等の知的所有権が多数使用されており、修理にあたっては受注者等のみが保持する技術が必要である。

よって、当該設備を修理する必要性が生じた際は、当該設備の受注者等を契約の相手方とする契約手続を行う予定としているが、受注者等以外の者で下記の応募要件を満たし、当該設備の修理の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

応募の結果、3.の応募条件を満たすと認められる者がいない場合にあっては、受注者等を修理履行予定者とする。

なお、3.の応募条件を満たすと認められる者がいる場合にあっては、受注者等と当該応募者に対して企画競争による企画提案書の提出を要請し、企画競争方式で修理履行予定者を決定する。

また、当事務所は当該設備に修理の必要性が生じたときのみ、本公告の手続きによって特定された修理履行予定者と修理の履行に関する役務の提供契約を結ぶこととし、修理の必要性が生じなかった場合は契約手続を行わないこととする。

ただし、本公示による手続き後に当事務所が修理の履行を依頼できる期間は平成29年3月31日までとする。

2. 履行概要

- | | |
|----------|----------------------------|
| (1) 件 名 | H28 荒川上流河川事務所遠方監視制御装置外設備修理 |
| (2) 対象設備 | 別紙1「修理対象設備一覧表」参照 |

(3) 履行内容 荒川上流河川事務所の既設の遠方監視制御装置外設備（以下「当該設備」という。）に機能障害が発生し別途契約手続きを行った際、当該設備の修理を行うこと。

修理の履行に際しては、故障原因の追及・対処だけでなく、当該設備内の他の部分や同一設備で障害が発生する可能性の有無の検討や対策の立案等を行うこととする。

3. 応募要件

(1) 参加意思確認書の提出者に対する要件は、以下の通りとする。

1) 基本的要件

① 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。

② 設備毎に必要な以下の何れかの競争参加資格を有すること（別紙 2 「応募要件付表」参照）。

ア. 関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）の平成 27・28 年度一般競争（指名競争）入札参加資格業者のうち通信設備工事または受変電設備工事に認定されている者であること（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、関東地方整備局長が別に定める手続きに基づく一般競争（指名競争）入札参加資格の再認定を受けていること。）。

イ. 国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「物品の製造」又は「物品の販売」の関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。（平成 28・29・30 年度一般競争（指名競争）参加資格（全省庁統一資格）のうち「物品の製造」又は「物品の販売」に申請を行い受理され、平成 28 年 4 月 1 日に認定がなされる者であること。）なお、「競争参加者の資格に関する公示」（平成 27 年 12 月 24 日付官報）に記載されている時期及び場所で競争参加資格の申請を受け付ける。

ウ. 国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の関東・甲信越地域の競争参加資格を有するものであること。（平成 28・29・30 年度一般競争（指名競争）参加資格（全省庁統一資格）のうち「役務の提供等」に申請を行い受理され、平成 28 年 4 月 1 日に認定がなされる者であること。）なお、「競争参加者の資格に関する公示」（平成 27 年 12 月 24 日付官報）に記載されている時期及び場所で競争参加資格の申請を受け付ける。

③ 会社更生法に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（②ア. の再認定を受けた

者を除く。競争参加資格に関する公示に基づき②イ.ウ.の競争参加資格を継続する為に必要な手続きをおこなった者を除く。)でないこと。

④参加意思確認書の提出期限の日から特定する日までに関東地方整備局長から指名停止を受けていないこと。

⑤警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑥業務説明書の交付を直接受けた者であること。

2) 技術力に関する要件

①既設設備の受注者等が保持する著作権人格権等に抵触せずに履行が可能である旨を証明できること。

②設備毎に検査・試験等に関する自らの体制を証明できること。

③発注者からの修理に関する問い合わせに対応できる体制等が整っていること。

3) 業務執行体制に関する要件

本修理に当たっては修理技術者を配置すること。

なお、修理技術者は専任の義務を要さない。

修理技術者は、設備毎に次の①から④のいずれかの条件を満たすこと。

ただし、実務経験とは、4)実績に関する要件に示す実務経験であること。

①学校教育法による大学、短期大学または高等専門学校又は専門課程を置く専修学校（専門学校）において電気工学又は電気通信工学に関する学科を修めた者で、卒業後3年以上の実務経験を有する者であること。

②学校教育法による高等学校において電気工学又は電気通信工学に関する学科を修めた者で、卒業後5年以上の実務経験を有する者であること。

③上記①及び②以外の者で、7年以上の実務経験を有する者

④以下のいずれかの資格を有する者で、実務経験が3年以上あること（別紙2「応募要件付表」参照）。

ア. 第一級陸上特殊無線技士の操作範囲の資格を有する者

イ. 電気工事施工管理技士

ウ. 電気主任技術者

エ. 技術士（電気電子部門又は総合技術監理部門（選択科目を「電気電子」とするものに限る））

配置予定修理技術者として複数名を予定している場合は、配置予定修理技術者毎に指定様式へ記載して提出すること。なお、複数名を提出した場合は、最も評価の低い者を評価対象とする。

本修理に際して修理技術者を変更する場合は、上記の条件を満たし、かつ、当初の配置予定修理技術と同等以上の者に限る。

4) 実績に関する要件

設備毎に、過去に完了した同種設備の修理、製造又は工事（設備の製作又は改造を含むものに限る）の実績を有すること。

4. 手続等

(1) 担当部局

①契約関係

〒350-1124 埼玉県川越市新宿町3-12
荒川上流河川事務所経理課契約係
電話 049-246-6372 F A X 049-242-1883
電子メール： ktr-kt4631a@mlit.go.jp

②技術関係

〒350-1124 埼玉県川越市新宿町3-12
荒川上流河川事務所防災情報課防災情報係
電話 049-246-6384 F A X 049-243-6078
電子メール： ktr-kt4631a@mlit.go.jp

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

交付期間：平成28年2月12日(金)から平成28年3月3日(木)まで。
(土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日8時30分から17時15分まで。)

交付場所等：上記(1)②に同じ。

(3) 参加意思確認書の提出期限、場所及び方法

提出期限：平成28年3月4日(金)17時15分。

提出場所：上記(1)②に同じ。

提出方法：持参、郵送（書留郵便等の配達記録の残るものに限る。）、
電送又は電子メールによる（電送又は電子メールの場合には
着信を確認すること）。

5. その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口 4(1)に同じ。

(3) 当該応募者に対して企画競争による企画提案書の提出を要請する際の提出予定期限は次のとおり。

平成28年3月28日(月) 17時15分

(4) 本修理の参加資格のうち、上記3.(1)1)②ア. に掲げる一般競争（指名競争）参加資格については、競争参加資格を有していない者も5(3)により参加意思確認書を提出することができるが、その者が企画提案書の提出者として選定された場合に、企画提案書を提出するためには、企画提案書の提出期限の日において、当該資格の認定を受けていなければならない。

また、上記3.(1)1)②イ. ウ. に掲げる平成28・29・30年度一般競争（指名競争）参加資格（全省庁統一資格）の申請を行い受理されていることが条件となり、平成28年4月1日に一般競争（指名競争）参加資格（全省庁統一資格）

の認定がなされない場合には、応募要件を有しない者のした参加意思確認書及び企画提案書の提出に該当し、応募は無効となる。

- (5) 本公告に対する応募の単位は、別紙 1「修理対象設備一覧表」の設備毎とし、一つの参加意思確認書で複数の設備の修理希望を応募することはできない。
- (6) 詳細は説明書による。

修理対象設備一覧表

No.	設備名称	規格等	設置場所	修理履行予定者	備考
1	遠方監視制御装置	遠方監視制御装置	荒川上流河川事務所管内	日本無線(株)	
2	遠方監視制御装置	被遠方監視制御装置	荒川上流河川事務所管内	日本無線(株)	
3	多重無線設備	多重無線装置	荒川上流河川事務所管内	日本無線(株)	
4	多重無線設備	FWA無線装置	荒川上流河川事務所管内	日本無線(株)	
5	ネットワーク設備	L3-SW・L2-SW	荒川上流河川事務所管内	富士通(株)	
6	ネットワーク設備	ネットワーク監視装置	荒川上流河川事務所管内	富士通(株)	
7	ネットワーク設備	光RPR装置	荒川上流河川事務所管内	富士通(株)	
8	ネットワーク設備	マイクロRPR装置	荒川上流河川事務所管内	富士通(株)	
9	ネットワーク設備	IPエンコーダ	荒川上流河川事務所管内	富士通(株)	
10	ネットワーク設備	IPデコーダ	荒川上流河川事務所管内	富士通(株)	
11	デジタル端局設備	デジタル端局装置	荒川上流河川事務所管内	富士通(株)	
12	デジタル端局設備	デジタル端局装置(SDH)	荒川上流河川事務所管内	富士通(株)	
13	デジタル端局設備	デジタル端局装置	荒川上流河川事務所管内	日本無線(株)	
14	電話交換設備	VOIP電話交換装置	荒川上流河川事務所管内	沖ウインテック(株)	
15	テレメータ設備	テレメータ監視局装置	荒川上流河川事務所管内	日本無線(株)	
16	テレメータ設備	テレメータ中継局装置	荒川上流河川事務所管内	日本無線(株)	
17	テレメータ設備	テレメータ観測局装置	荒川上流河川事務所管内	日本無線(株)	
18	テレメータ設備	光テレメータ観測局装置	荒川上流河川事務所管内	日本無線(株)	
19	テレメータ設備	光観測装置	荒川上流河川事務所管内	日本無線(株)	
20	移動無線設備	K-COSMOS基地局装置	荒川上流河川事務所管内	日本電気(株)	
21	移動無線設備	K-COSMOS車載型移動局装置	荒川上流河川事務所管内	日本電気(株)	
22	移動無線設備	K-COSMOS携帯型移動局装置	荒川上流河川事務所管内	日本電気(株)	
23	移動無線設備	超短波無線電話装置(基地局)	荒川上流河川事務所管内	日本電気(株)	
24	移動無線設備	超短波無線電話装置(車載局)	荒川上流河川事務所管内	日本電気(株)	
25	移動無線設備	超短波無線電話装置(携帯局)	荒川上流河川事務所管内	日本無線(株)	
26	衛星通信設備	Ku-SATII可搬地球局	荒川上流河川事務所管内	(株)マルン電波	
27	線路監視装置	線路監視装置	荒川上流河川事務所管内	大島電気(株)	
28	放流警報設備	放流警報制御装置	荒川上流河川事務所管内	日本無線(株)	
29	放流警報設備	放流警報装置	荒川上流河川事務所管内	日本無線(株)	
30	河川情報表示設備	河川情報表示装置制御装置	荒川上流河川事務所管内	岩崎電気(株)	
31	河川情報表示設備	河川情報表示板	荒川上流河川事務所管内	岩崎電気(株)	
32	統一河川情報設備	統一河川情報システム装置	荒川上流河川事務所管内	日本無線(株)	
33	地震情報設備	地震情報システム	荒川上流河川事務所管内	日本無線(株)	
34	地震情報設備	地震計装置	荒川上流河川事務所管内	日本無線(株)	
35	CCTV設備	CCTV制御装置	荒川上流河川事務所管内	(株)日立国際電気	
36	CCTV設備	カメラ装置	荒川上流河川事務所管内	(株)日立国際電気	
37	CCTV設備	カメラ装置	荒川上流河川事務所管内	三菱電機システムサービス(株)東京テレコム支社	
38	CCTV設備	カメラ装置	荒川上流河川事務所管内	パナソニックシステムネットワークス株式会社 システムソリューションズジャパンカンパニー	
39	CCTV設備	カメラ装置	荒川上流河川事務所管内	(株)東芝	
40	総合映像設備	総合表示制御装置	荒川上流河川事務所管内	三菱電機(株)	
41	総合映像設備	大型表示装置	荒川上流河川事務所管内	三菱電機(株)	
42	総合映像設備	デジタルコンテンツ配信装置	荒川上流河川事務所管内	三菱電機(株)	
43	総合映像設備	大型表示装置	西浦和出張所	三菱電機システムサービス(株)東京テレコム支社	
44	所内共聴設備	所内共聴装置	荒川上流河川事務所管内	パナソニックシステムネットワークス株式会社 システムソリューションズジャパンカンパニー	
45	総合監視設備	統合監視システム	荒川上流河川事務所管内	富士通(株)	
46	画像蓄積設備	画像蓄積システム	荒川上流河川事務所管内	富士通(株)	
47	画像配信設備	画像配信システム	荒川上流河川事務所管内	富士通(株)	
48	電源設備	直流電源装置	荒川上流河川事務所管内	(株)GSユアサ	
49	電源設備	バックアップ電源装置	荒川上流河川事務所管内	(株)GSユアサ	
50	電源設備	直流電源装置	荒川上流河川事務所管内	サンケン電気(株)	
51	電源設備	CVCF装置	荒川上流河川事務所管内	サンケン電気(株)	
52	電源設備	情報板用非常用発電装置	荒川上流河川事務所管内	(株)丸電	
53	受変電設備	高圧受変電設備	荒川上流河川事務所	シンフォニアエンジニアリング(株)	
54	受変電設備	高圧受変電設備	西浦和出張所	シンフォニアエンジニアリング(株)	
55	受変電設備	高圧受変電設備	貯水池機場	シンフォニアエンジニアリング(株)	
56	受変電設備	高圧受変電設備	朝霞水門	シンフォニアエンジニアリング(株)	
57	受変電設備	高圧受変電設備	第一排水門	シンフォニアエンジニアリング(株)	
58	受変電設備	高圧受変電設備	第一調節池内変電設備	シンフォニアエンジニアリング(株)	
59	受変電設備	高圧受変電設備	南畑排水機場	(株)東芝	
60	受変電設備	高圧受変電設備	玉作水門	(株)明電エンジニアリング東日本	
61	受変電設備	高圧受変電設備	浄化機場	(株)明電エンジニアリング東日本	NO. 4コンデンサ盤を除く
62	受変電設備	高圧受変電設備	さくらそう水門	(株)明電エンジニアリング東日本	
63	受変電設備	高圧受変電設備	昭和木門	富士電機(株)	
64	受変電設備	高圧受変電設備	浄化機場	(株)丸電	NO. 4コンデンサ盤
65	予備発電設備	非常用発電装置	荒川上流河川事務所	シンフォニアエンジニアリング(株)	
66	予備発電設備	非常用発電装置	熊谷出張所	シンフォニアエンジニアリング(株)	

応募要件付表

No.	設備名称	応募要件							
		(1) 基本的要件					(3) 執行体制に関する要件		
		③ア. (※1)		③イ. (※2)		③ウ. (※2)	④実務経験		
		通信設備工事	受変電設備工事	物品の製造	物品の販売	役務の提供等	ア. 無線関係(※3)	イ. ウ. 電気関係(※4)	エ. 技術士(※5)
1～2	遠方監視制御装置	○		○	○	○			○
3～4	多重無線設備	○		○	○	○	○		○
5～10	ネットワーク設備	○		○	○	○			○
11～13	デジタル端局設備	○		○	○	○			○
14	電話交換設備	○		○	○	○			○
15～19	テレメータ設備	○		○	○	○	○		○
20～25	移動無線設備	○		○	○	○	○		○
26	衛星通信設備	○		○	○	○	○		○
27	線路監視装置	○		○	○	○			○
28～29	放流警報設備	○		○	○	○			○
30～31	河川情報表示設備	○		○	○	○			○
32	統一河川情報設備	○		○	○	○			○
33～34	地震情報設備	○		○	○	○			○
35～39	CCTV設備	○		○	○	○			○
40～43	総合映像設備	○		○	○	○			○
44	所内共聴設備	○		○	○	○			○
45	統合監視設備	○		○	○	○			○
46	画像蓄積設備	○		○	○	○			○
47	画像配信設備	○		○	○	○			○
48～52	電源設備		○			○		○	○
53～64	受変電設備		○			○		○	○
65～69	予備発電設備		○			○		○	○

※1 : 関東地方整備局(港湾空港関係を除く。)一般競争(指名競争)入札参加資格

※2 : 国土交通省競争参加資格(全省庁統一資格)

※3 : 第一級陸上特殊無線技士の操作範囲の資格を有する者

※4 : 電気工事施工管理技士または電気主任技術者

※5 : 技術士(電気電子部門又は総合技術監理部門(選択科目を「電気電子」とするものに限る))